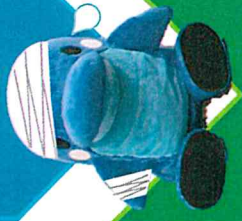


令和8年度版

当、保障制度の  
年間掛金は  
PTA世帯数  
×100円  
(令和8年度)

事故が発生したら



治療されたら...



ふっかつ!

お見舞金のお渡し



# 安全安心のPTA活動のために、\*PTA単位で加入する、PTA会員のためのお見舞金制度 補償が充実! 「神戸市PTA総合補償制度」

\*神戸市PTA協議会  
に加入の単位PTA

資格神戸市PTA安全教育振興会による見舞金制度(上限額10万円) 資格損保会社によるPTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険

PTA活動中に、PTA会員\*の方が万一、おケガなどをされた場合は、すぐにPTA本部までお知らせください。(PTA活動とは...国内での単位、区、市のPTA主催行事やPTA各種会議・PTA参加の学校行事・PTA研究大会参加など)  
・PTA本部のご担当者が、事故の申請を行います。(補償の対象かどうかご不明な場合は、ご担当者がお気軽にお問い合わせください)

・\*PTA会員=神戸市PTA協議会加入の単位PTA保護者、教職員以外に、PTA活動に参加する会員のお子様、会員同居親族、PTAにより事前に参加を認められた特定されるボランティアも含まれます。

おケガをされたPTA会員様は、すぐに任意の病院等で治療を始めてください。

・PTA本部のご担当者が、会員様の治療に合わせ、申請書類を整えてご提出ください。  
申請書類のコピー用原本は、「保存用」と書かれた手引き冊子にあります。  
「神戸市PTA協議会」のホームページからもダウンロードできます。



→ HOME→PTA保険→PTA総合補償制度  
見舞金上限は合計10万円・対象期間は通院初日~180日までです。

PTA本部ご担当者様は、各申請書に必要書類とともにご提出ください。(庁内メール可)

・お見舞金が確定しましたら、会長様指定のPTAの口座へ送金いたします。PTA会長様からの会員様へのお見舞金として、ご本人様へお渡しください。

見舞金は振興会規定の計算方法で確定します。交通費などを含む実費のお支払いをするものではありません。上記は最も標準的なパターンです。詳しくは加入時に配布の「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」PTA総合補償制度の手引きをご覧ください。

特別見舞金(矯正用メガネ、補聴器等・前歯の欠損)や、会員以外への賠償、後遺障害等の補償内容(金額)につきましては、ご担当PTA本部役員様が「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」(「保存用」補償制度の手引き)をご覧ください。

入院の場合 1日 **5,000円**  
通院の場合  
通院日数×**3,000円** または  
通院期間日数×**500円**の、いずれか高い方。

## 申請書類

### 「PTA総合補償制度の手引き」より、

- ① 見舞金申告書(様式1、2)
- ② 請求書(様式3、4)
- ③ 各通院で、精算時に受け取る診断報酬点数表または領収書のコピーをすべてお送りください。

\* お見舞金申請には診断書は不要です。  
\* 保険会社請求に関して診断書が必要な場合は、保険会社から別途請求があります。

\* 申請は事故発生日から1年です。  
\* 申請書類は最新の申請書類を神戸市PTA協議会ホームページからもダウンロードし、ご使用ください。旧申請書は使用できません。

\*\*\*\*\* 各種お問い合わせ先 \*\*\*\*\*

神戸市PTA安全教育振興会 TEL(078)360-3455(月・金 10時~16時) Email c-pta-kobe@pta-kobe.jp  
引受保険会社三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 第二支社 TEL(078)331-8517